

令和7年度第1回評議員会

議 案 書



本書は原本と相違ないことを証明する

公益財団法人 公益財団法人
市民福祉振興協会 市民福祉振興協会
会長 長 田 津 会長之印

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

第 1 号議案 監事の選任について

税理士 瀬尾文洋氏の令和 7 年 5 月 14 日付監事辞任に伴い、定款第 21 条第 1 項に基づく監事について、定款第 22 条第 1 項の規定により選任する。

監事候補者	役職
松山 康二	公認会計士

任期について、辞任された瀬尾監事の任期を引継ぎ令和 7 年度定時評議員会の終結の時まで。

｜ 参考 ｜

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会定款

(役員の設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和7年度 第1回評議員会 議事録

評議員会の決議があったものとみなされた日 令和7年5月14日
評議員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長田 淳
議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長田 淳
評議員総数 10名

(評議員会の決議の目的である事項)

第1号議案 監事の選任について

令和7年5月12日、代表理事(会長)長田淳が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和7年5月14日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第194条第1項(定款第19条第4項)に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和7年5月14日

代表理事(会長) 長 田



